

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年9月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和元年11月2日 15時40分ごろ
発生場所	千葉県千葉港葛南区市川水路 千葉市稲毛ヨットハーバー灯台から真方位300° 6.0海里付近 (概位 北緯35° 40.3′ 東経139° 57.0′)
インシデントの概要	貨物船第二十七徳丸は、航行中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和元年11月7日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第二十七徳丸、499トン 141918、松岡船舶株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
インシデントの経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、空船の状態、市川水路を約4ノットの対地速力で北西進中、同水路内の浅所（以下「本件浅所」という。）に座洲した。 本船は、自力で離礁して航行した。 本事故後、海上保安庁及び港湾事務所の測量によれば、本件浅所は市川水路東側の5m等深線付近で台風による江戸川からの流入土砂で浅くなり、実際の水深が海図記載の水深より大幅に減少していた。 本船の喫水は、船首約2.80m、船尾約4.50mであった。
分析	本船は、市川水路を北西進中、船長が、本件浅所の存在を知らずに航行したことから、本件浅所に向かうこととなり、本件浅所に座洲したものと考えられる。 本件浅所は、市川水路東側の5m等深線付近であり、台風による江戸川からの流入土砂で浅くなり、実際の水深が海図記載の水深より大幅に減少していたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、市川水路を北西進中、同水路内の水深が台風による河川からの流入土砂で浅くなっていた状況下、船長が、本件浅所の存在を知らずに航行したため、本件浅所に向かうこととなり、本件浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	港湾事務所は、本事故の発生を受け、再発防止策として、浅所の浚渫工事を行うまでの間、市川水路北側海域（市川泊地）の正確な測量

と浅所を示す灯浮標等の設置を行い、「市川航路内市川泊地の航行の行き合い調整実施方針」を施行し、船舶等に提供した。

海上保安庁は、本事故の発生を受け、再発防止策として、航行警報及び海上保安庁沿岸域情報提供システム（M I C S）で「浅所を示す浮標等の設置（市川水路北側海域）」の海上安全情報を船舶等に提供した。

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 港湾事務所は、定期的に水路調査を行い、水路内の水深が台風や河川からの流入土砂で浅くなっている箇所の把握に努め、速やかに浚渫すること。
- ・ 船長は、河口付近など浅所の多い水域を航行する場合、台風による河川からの流入土砂で浅くなっている場合があることに留意すること。